

ふるさと納税のメリットって…？

ふるさと納税は「返礼品」がもらえる上に税金の「控除」を受けられるメリットがあります。寄付をした合計金額から2,000円を差し引いた額が、すでに納めた所得税や翌年納める住民税から控除されます。

例) 3万円を寄附した場合、翌年6月から1年間かけて
住民税から28,000円が差し引かれる(本来納める税金から引かれる)

『節税』ではありませんが、2,000円の自己負担でさまざまな返礼品がもらえ、寄付金の使い道を指定できるのもメリットだと思います。



ふるさと納税の寄付金控除を受けるには…？

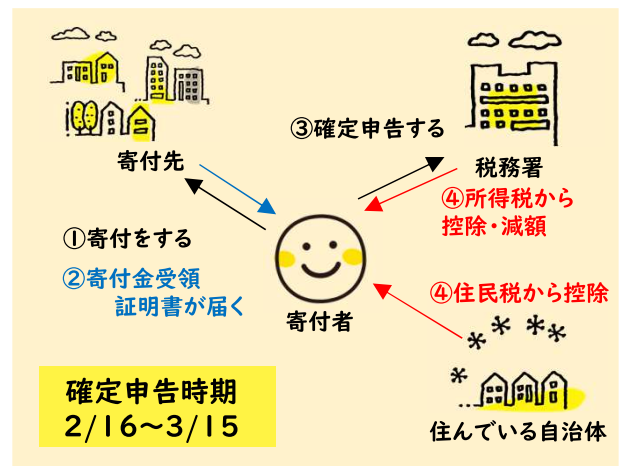
ふるさと納税の寄付金控除を受けるための手続きには2つのパターンあります。

① 確定申告を行う

- ・ふるさと納税以外の寄付がある
- ・住宅ローン控除や医療費控除の申請などがある
- ・ふるさと納税を6自治体以上に行っている

ふるさと納税を申し込んだ自治体から「寄附金受領証明書」が届いたら大事に保管し、確定申告時期(2/16~3/15)に手続きを行います。

※確定申告は、国税局のサイトにある「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし入力していくことで作れます。一度ポイントを押さえてしまえば簡単に申告できます。



② ワンストップ特例制度を利用する (簡単!)

- ・1年間の寄付先が5自治体以内
- ・通常の寄付、医療費控除などがなく確定申告は必要ない

ふるさと納税を申し込む際に「ワンストップ特例制度」を希望するとチェックすると、申請書が届きます。

各自治体へ、申請書を翌年の1/10までに提出するだけで、確定申告をしなくても寄付金の控除を受けることができます。

※申請書の提出が期日に間に合わなかった場合は①の確定申告を行うことで控除を受けることができます。

※ワンストップ特例申請書は寄付時に送付の申込を忘れても、総務省やふるさと納税サイトからダウンロードできます。

